平成27年労第143号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に雇用され、ITエンジニアとして就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃、会社においてプログラミング等の作業をしている際に、突然視界が揺れ、自身では止められないほどの強い眼振が断続的に発生したという。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「両眼眼振」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、D病院に転医し、「VDT症候群に起因するめまい」と診断された。

請求人は、上記疾病を発症したのは、深夜労働を含む長時間労働、業務内容の変更、精度の異なる複数のパソコンを使用したこと等が原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定 (略)
 - 2 当審査会の判断
 - (1)請求人らは、請求人が従事したVDT作業が原因となって前触れもなく強く 長く視界が揺れるという疾病、すなわちE医師が診断するところの「VDT症 候群に起因するめまい」を発症した旨主張する。
 - (2) 本件についての医学的見解をみると、要旨、以下のとおりである。

ア F 医師 (平成〇年〇月〇日付け意見書)

- (ア) 初診年月日:平成○年○月○日
- (イ) 傷病名:両眼眼振
- (ウ) 主訴: 平成〇年〇月〇日朝から夕方にかけてまぶしい。仕事中昼食後に 眼振発症
- (工)確定診断名:潜伏眼振
- (オ) 診断根拠:以前の病院で先天眼振の診断を受けており、以前から眼振 はあった。今回〇月〇日に急激に発症しており、眼精疲労やストレスか ら眼振が発症したのではないかと診断した。
- イ E医師(平成○年○月○日付け意見書)
- (ア) 初診年月日:平成○年○月○日
- (イ) 傷病名: VDT症候群に起因するめまい
- (ウ) 主訴: P C 作業で P C 画面を長時間見ていると画面が揺れる感じがあり、吐気、嘔吐感があり、頚、肩の凝り、めまい感が増強する。

- (エ)確定診断名:①VDT症候群に起因するめまい ②先天性眼振
- (オ) 診断根拠:①労働態様、PC操作に起因するか否かを「VDT作業の 労働衛生実務」にて確認し、確定診断した。
 - ②D病院耳鼻咽喉科の精査にて診断。電気眼振検査を行い、 視運動性眼振検査にて先天性眼振と確定診断した。
- (カ)発症原因:①VDT作業に基づく業務起因性ありと判断される。 ②不詳

(キ)素因との関連

先天性眼振それに付随する強度近視性乱視があり、長時間にわたる P C操作 (VDT作業等)により、眼振の性状の変化(頻度等の悪化)が想定される。実際、緊張等、長時間の注視にて眼振の頻度増と眼振の性状変化が認められる。

ウ E医師(平成〇年〇月〇日付け意見書)

当院当科初診の平成〇年〇月〇日に先天性眼振及び両側潜伏眼振を認めた。今までの経過等を踏まえ、VDT症候群と診断し、診断書を作成した。内容は、生来存在する先天性眼振は、上記症候群の悪化要因(緊張等により眼振の性状が変化することが知られている)になり得る旨の内容である。

当科眼科精査にて、近見で両眼融像による立体視を得る瞬間があるか否かをみる検査であるTitmus Stereo Testsを行ったところ、検査上、立体視を得る瞬間がないと判断された。先天性眼振では、立体視異常があることが周知のこととみなされており、健常人では認められない立体視異常が潜在的にあり、そのストレス下において生活されていると判断される。

当院受診以降、眼振の性状の変化が認められたため、保存的治療を望まれ、ハードコンタクトレンズの処方を受けたが、それでもなお自覚症状である動揺視の軽快ー増悪を反復している。

従前、先天性眼振の特徴として、「動揺視がない」とされていたが、シンポジウムにて「動揺視を訴えた先天性眼振症例の検討」なる症例報告があり、その演者であるG医師に受診、報告書をいただいて、平成〇年〇月〇日付け休業補償給付請求書に、「VDT症候群によるめまい」と記載した。

エ G医師 (平成〇年〇月〇日付け報告書)

(ア)診療日:平成○年○月○日

(イ)病 名:眼振

(ウ)診断:左方視にて左向きに急速相の衝動性眼振

両眼 顕性眼振(細隙灯にて確認)

両眼 潜伏眼振(+)

輻湊抑制あり

通常では動揺視はほとんど自覚がない。眼振の形からは、先天 眼振だと思われる。しかしながら、発作時の眼振の性状は違う ように思われる。周期性交代性眼振でしょうか?激しい動揺視 を訴えるとのこと。

オ G医師(請求代理人とのメールのやりとり)

動揺視は患者の自覚であり、それを定量化する方法はない。輻湊、周波数を測定する方法は眼振電図で、眼球振盪を計測するもので動揺視を定量化する方法ではない。

先天眼振は私の専門となるが、中途で先天眼振が発症するケースは経験がないし、それは先天ではない。

先天眼振は動揺視がないのが特徴で、動揺視を訴える例は稀である。

20歳台半ばから動揺視を訴えるとなると、メニエール病、前庭神経炎、 良性頭位発作性めまい症などが代表的だが、どれも耳鼻科の分野となり専 門外である。めまい相談医に相談されたらどうか。

(先天眼振と診断されて動揺視を訴える場合の契機、原因は、) 突然の 視覚変化(手術など)、首まげの矯正、極度の緊張などが私が経験した患 者の原因だった。

先天眼振は、中和点があること、輻湊抑制があること、暗黒抑制があること、視運動性眼振などで診断をつけることができるが、動揺視がないことが診断の一つのため、診断をつける先生次第である。

先天眼振で動揺視を訴える極度の緊張とは、個人的に感じる程度なので 一定の基準はないが、私が経験した患者は、車の運転のとき、人と対面し て話すときに動揺視を自覚する患者だった。

カ H医師(平成〇年〇月〇日付け意見書)

(ア) 傷病名: 先天性眼振、めまい症

(イ)発症時期:平成〇年〇月〇日

(ウ)業務との因果関係

休業により症状(めまい)が軽減している事実からは因果関係ありと も考えられるが、因果関係の内容(眼精疲労、時間外労働による肉体疲 労、精神的ストレスなど)は特定できない。

(エ) 所見

先天性眼振は、生まれたときから眼振があるということから診断される病名ではなく、眼振があるにもかかわらず、めまいや歩行失調がない特徴的な眼振所見、視運動性眼振検査で特徴的な所見等に合致する眼振を認める患者につけられる病名である。実際、乳児期や幼少期に眼振があっても、見過ごされることが多いと思われる。 I 大学で6歳時に眼振を認めているにもかかわらず、歩行失調やバランス障害を示すエピソードが一切なかったことは診断の決め手になる。

平成〇年〇月に発症しためまいは、コンピューター作業中に発症しており、また仕事を休むと軽減していることから、コンピューター作業に伴うめまい(VDT症候群)と診断されることもあるが、この病名は多くの病態を含んでおり(眼精疲労、視運動刺激、肩凝り、疲れ、睡眠不足など)、まだメカニズムがはっきりしない病態であることと、原因(コンピューター作業)と症状(めまい)の因果関係を明らかにする所見に乏しい(仕事を休めば症状が軽くなるというのは、因果関係を示す所見の一つとなり得るが、やや弱い根拠でしかない)。

(3) 当審査会は、上記医学的見解及び本件一件記録を精査した結果、請求人が発症した疾病について検討を尽くす必要があると判断し、疾病の診断名及びその根拠等について、J医師に眼科学上の意見を求めたところ、同医師は、請求人から提出された自身の病気の症状を記録したとする動画(USBメモリーに記録されたもの)を詳細に観察し、上記医学的見解を精査した上で、要旨、請求人に発現した前触れもなく強く長く視界が揺れるという眼球の異常運動は、voluntary nystagmus (自発眼振、随意性眼振)ないしはこれに先天眼振が重畳している異常眼球運動である旨意見している。

眼球運動に関し造けいの深い J 医師が、動画を詳細に観察し、請求人の異常眼球運動と本来の眼振との相違、また、ocular flutter (早い眼球運動で水平

方向に往復する異常眼球運動)との相違を医学的に明確に述べていることから、当審査会としては、J医師の意見は医学的に妥当であると判断する。

- (4) そうすると、請求人の眼球の異常運動は随意性眼振ないし先天眼振が重畳しているものであり、請求人に発現した病態をVDT症候群に起因するめまいとすることはできない。したがって、当審査会としては、請求人に発現した病態と業務との間に因果関係は認められないものと判断する。
- 3 以上のとおりであるので、請求人に発現した病態は業務上の事由によるもので あるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付 及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき 理由はない。

よって主文のとおり裁決する。